

Maro Golf School 会則

第1条 名称

当会は、その名称を Maro Golf School と称する。

第2条 目的

当会は、ゴルフの持術向上及びゴルフを通じ会員の健康を維持・増進することを目的とする。

第3条 会員制

当会は、会員制とし、当会のサービス内容・条件・特典については、会員種別に応じ別に定める。

第4条 入会資格

当会の入会資格は、次の項目全てを満たすこととする。

- 1 当会の趣旨に賛同し、本会則に同意いただくこと。
- 2 医師等に運動等を禁じられていないこと。
- 3 暴力団関係者でないこと。
- 4 刺青（ファッションタトゥーを含む）をされていないこと。但し、衣服・シール等により刺青を露出させないことを条件とし、事前に当クラブの許可を得た場合を除く。
- 5 過去に本会則の違反行為をされていないこと。

第5条 入会手続き

所定の受講申込書を提出し当会の審査・承諾を受けた上で、所定の会費を納入することにより会員となる。

第6条 諸費用

- 1 会員種別毎の会費を含む諸費用（以下「諸費用」という）は、別に定める。
- 2 一旦支払われた諸費用は、退会理由の如何を問わず返還しない。

第7条 諸規則の遵守

会員は、当会の利用にあたり、本会則その他当クラブの定める諸規則を遵守し、当会の指示に従うものとする。

第8条 損害賠償責任免責

- 1 レッスン中の怪我・事故・盗難その他のトラブルについて、当会は、一切責任を負わない。
- 2 会員同士の間には生じた係争やトラブルについて、当会は、一切責任を負わない。

第9条 退会

会員は、当会に対し、毎月10日までに所定の退会届をだした場合には当月末にて、11日以降に退会届を提出した場合には翌月末にて退会することが出来る。

第10条 除名

会員が次のいずれかに該当すると判断した場合、当該会員を退会させることができる。

- (1) 第4条所定の入会資格を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 本会則その他当会の定める諸規則に違反したとき。
- (3) 他の会員との間にトラブルを発生させたとき。
- (4) 会費等の支払いを連続して2か月怠ったとき。
- (5) 当会の名誉・信頼を著しく傷つける恐れがあるとき、その他当会が会員としてふさわしくないと認めたとき。

第11条 会則の改正

当会は、1か月前までに会員に告知または通知することにより、本会則を改正することができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとする。

第12条 運営

当会の運営は、株式会社MEP（相模原市中央区宮下1-1-25 3F）が行う。

以上